附　則

この省令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。ただし、第三条中開発道路に関する占用料等徴収規則第三条第一項、第四条第一項及び第四条の二の改正規定は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十六号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第六条第二項第二号及び第三号、第十条第二項（同法第十五条第二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第二項第二号及び第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設	占用面積一平方メートルにつき一年	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	Aに〇・〇三一を乗じて得た額				

改正前					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
令第七条第十四号に掲げる施設	占用面積一平方メートルにつき一年	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	Aに〇・〇三一を乗じて得た額				

（公正証書を作成したときに準ずる場合）

第七条　法第六条第二項第二号の国土交通省令で定める場合は、同条第一項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者（同項に規定する供託建設業者をいう。以下同じ。）と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書又はその旨が記録された公証人の認証を受けた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成した場合とする。

（権利の申出）

第九条の二　（略）

2～4　（略）

5　第一項の規定による公示をした場合にあっては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による確認の申請又は保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）又は保証金規則第二条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面又は電磁的記録を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

6　（略）

（公正証書を作成したときに準ずる場合）

第七条　法第六条第二項第二号の国土交通省令で定める場合は、同条第一項の報酬返還請求権等の存在及び内容について供託建設業者（同項に規定する供託建設業者をいう。以下同じ。）と合意した旨が記載された公証人の認証を受けた私署証書を作成した場合とする。

（権利の申出）

第九条の二　（略）

2～4　（略）

5　第一項の規定による公示をした場合にあっては、受理日から起算して三十日を経過した日以後同項の期間を経過する日までの間に行われた前条第一項の規定による確認の申請又は保証金規則第二条第一項の規定による技術的確認の申請は、第一項の期間内に行われた前項の規定による権利の申出とみなす。この場合において、前条第一項の確認申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）又は保証金規則第二条第一項の技術的確認の申請書（同条第二項の規定により添付された書面を含む。）は、前項の申出書（同項の規定により添付すべき書面を含む。）とみなす。

6　（略）